

工 事 名 : 新設上玉川橋配水管橋台添架工事
工 事 番 号 : 9上水工第2号
工 事 場 所 : 井手町大字 井手 小字 宮ノ本 地内他
工 期 : 契約日の翌日 ~ 平成30年3月25日

特 記 仕 様 書

(水道工事)

井手町 上下水道課

第1章 総則		
1-1	適用範囲	<p>1 本仕様書は、平成29年度 新設上玉川橋配水管橋台添架工事 (以下「本工事」という。)に適用する。</p> <p>2 本工事は、「土木工事共通仕様書(案)、土木請負工事必携、土木工事施工管理基準」(最新版京都府)並びに本仕様書により実施するものとし、内容が相違する場合は本仕様書を優先する。</p> <p>3 設計図書及び本仕様書並びに共通仕様書に示されていない事項については、学会その他で技術的に認められている基準に基づき、井手町の承諾を得ること。</p> <p>4 設計図書及び本仕様書並びに共通仕様書に示されていない事項についても、施工上必要と考えられるものについては、監督職員の指示により施工しなければならない。</p> <p>5 請負者は、保険の付保及び事故の補償について、共通仕様書に基づき適正に加入すること。また、労働保険成立証明書及び建設業退職金共済組合掛金収納書を提出すること。</p>
1-2	関連法規	<p>1 本工事の施工に際して諸法規により規制され、準拠すべき事項、その内容手続き対策等を事前に調査し対処すること。</p> <p>2 占用許可等の許可条件は、遵守すること。</p>
1-3	適正な技術者の配置	<p>1 本工事の施工にあたっては、建設業法に基づく主任技術者で、水道工事に関し専門知識及び経験を有する者でなければならない。</p>
1-4	現場代理人	<p>1 現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、配置しなければならない。</p>
1-5	設計変更	<p>1 本工事の施工に関し、数量等の変更が生じこれを監督職員が必要と認めた場合は、井手町の工事積算基準により設計変更を行うものとする。</p>
1-6	特許	<p>1 井手町は、請負者の使用する施工設備・施工方法等の各種特許権については、一切の責任を負わない。</p>
1-7	災害防止	<p>1 請負者は、災害防止について共通仕様書によるほか、工事期間中は専任の保安要員を常駐させ、建設機械の出入り・移動の際には誘導・監視を行い、現場区域内はもちろん、他の交通車両及び歩行者の安全確保に努めること。</p>
1-8	工期設定	<p>1 工期は作業期間内の雨天及び休日等の作業不能日数を含んで設定している。なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末・年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を見込んでいる。</p>
1-9	その他	<p>1 請負者は施工上事故が生じた場合。または、井手町及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに責任をもって処置するとともに、その一切の補償をしなければならない。なお、その内容について遅延なく監督職員に報告すること。</p> <p>2 請負者は、工事実施の都合上、休日及び閉庁日または夜間等(指定作業時間外)に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員に届け出なければならない。</p>

第2章 材料		
2-1	工事材料	<p>1 本工事に使用する材料は、日本工業規格（JIS）及び日本水道協会規格並びに井手町の基準に適合するものを使用し、使用前に「材料製造業者承認申請書」に図面・試験表・実績・その他必要資料を添付し、井手町の承諾を得ること。 なお、承諾を得る前に使用してはならない。</p>
2-2	通水管類	<p>1 本工事に使用する管・継手・弁類は、JIS規格または日本水道協会規格品で、製品はすべてその証たる打刻(または押捺)があること。その検査証が必要なものは次のとおりである。 ・ダクタイル鋳鉄管及びダクタイル異形管、・硬質塩化ビニール管及び異形管、・鋼管及び継手類 ・鋳鉄管、ビニール管継手類、・仕切弁、空気弁、消火栓等、弁栓類のすべて</p> <p>2 なお、PE管・継手は、本工事に適応できる製品とし、特許並びに公益団体の認証を受けていることとする。</p>
2-3	コンクリート	<p>1 本工事に使用するコンクリートはレディーミクストコンクリートとする。レディーミクストコンクリート製造所は、JIS規格工場とする。 また、本工事に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリート構造物については55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。 ただし、水セメント比の上限値の変更に伴い呼び強度を変更する場合は設計変更の対象としないものとする。 また、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて高性能減水剤の使用の検討を行い、監督職員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とする。</p>
2-4	水管橋現地塗装について	<p>1 水管橋の管塗装については、町が指定する色とする。</p> <p>2 塗装場所は、周辺に支障の無い所を請負者が確保し、下塗り、中塗り、上塗りを所定の回数を塗装すること。</p>
2-5	再生資源利用促進計画の作成等について	<p>1 請負者は、工事を施工する場合において再生資源利用促進計画を作成するものとし、施工計画書に含めて提出するものとする。</p> <p>2 再生資源利用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 ・建設資材の種類ごとの搬入量と供給元、建設副産物の種類ごとの搬出量と搬出先。 ・建設副産物の種類ごとの再資源化施設または、他工事現場等への搬出量。 ・上記に掲げるもののほか、特定建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する各事項。</p> <p>3 再生資源利用（計画書）及び再生資源利用（実施書）を作成する様式は、（財）日本建設情報総合センター建設副産物情報センター発行の「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-」を使用して作成すること。</p> <p>4 請負者は再生資源利用促進計画の実施状況を記録するとともに、工事完成時に再生資源利用（実施書）「建設リサイクルガイドライン様式」及び記入データを入力したFD（3.5インチフロッピーディスク）等を監督員に提出するものとする。</p>

第3章 施工

3-1	土工	<ol style="list-style-type: none"> 1 本工事の掘削は、バックホウの使用を標準とし、掘削底面については人力による床均しを行うものとする。ただし、前記にかかわらず機械掘削が不適当と思われる箇所については、随時人力掘削とすること。 2 埋戻しは、所定の高さにて適切な機械等で十分転圧すること。 3 工事の施工に先立ち試験掘削を行い、監督職員の指示する土質試験を実施すること。また、その土質試験結果により掘削土を監督職員が良質と判断した場合は、掘削土（良質発生土）で埋戻しを行う。このとき、発生土の運搬・仮置場にて転石、ガラ等が混入しないように細心の注意を払うこと。
3-2	土留工	<ol style="list-style-type: none"> 1 本工事に土留工を施工する場合は、軽量鋼矢板は建込み(20cm程度の根入れ深さを想定している)とし、1スパンの平均掘削深が1.5m以上の場合は連続矢板とする。ただし、現場条件に適合しない場合は監督職員と協議すること。また、鋼矢板の打込み及び引抜きは、騒音・振動等の公害を最小限に止める目的で低振動・低騒音工法によるものとする。なお、鋼矢板の引抜きは、掘削部の埋戻土を十分転圧し、周辺構造物及び地下埋設物に影響を与えないように注意して作業を行うこと。 2 土留工が必要無い場合も、地山の崩壊等がないように十分注意し施工すること。なお、掘削深に関係なく地山の状態によっては、土留工で崩壊等を防止すること。
3-3	管布設工	<ol style="list-style-type: none"> 1 ダクタイル鋳鉄管は、施工要領に基づき丁寧に施工すること。 2 防護コンクリート部分は、所定の材料を使用し品質管理は適切に行い、所定の強度が得られるようにすること。
3-4	水管橋の架設工	<ol style="list-style-type: none"> 1 水管橋の架設は、25t吊りのラフテレーンクレーンで丁寧に施工すること。 2 ラフテレーンクレーン施工は、橋上部工の防水舗装前に行い、同工事に支障の無いようにすること。 3 架設時、スラスト支持金具設置と同時に防護コンクリートを打設できるように施工すること。
3-5	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 本工事の施工場所は、幅員狭小な生活道路上での施工であり、施工に際しては土木請負必携他を遵守しながら安全に施工するとともに、事故等が無いようにすること。 2 河川占用工事につき、工事着手は発注者の指示に従うこと。 3 材料を現場搬入した時点で、監督職員の検査をうけること。検査完了後、搬入した材料を交換してはならない。 4 管の接合に当たっては、充分丁寧に施工し、溶接ムラやボルトの片締め等が起こらないように、すること。 5 通水2年間以内に工事の不手際、材料の不良等により生じた事故は一切を請負者において無償修理すること。 6 管接合完了時には、通水圧力試験を行なうものとする。 その仕様は次のとおりである。 試験圧力1.0MPa、2時間後の圧力0.95MPa以上とする。

第4章 その他		
4-1	他工事との競合	<p>1 本工事が他の工事と出合う場合は、井手町の指示に従い調整を行うものとする。</p> <p>2 競合する他工事との調整は十分に行い、無事故で工事を完了すること。</p>
4-2	借地	<p>1 本工事に要する借地は、請負者の責任において確保し、それに要する費用は請負者の負担とする。</p>
4-3	駐車場	<p>1 施工地内で車の駐車等に支障が生じる場合は、請負者の責任において代替駐車場を確保すること。</p>
4-4	安全対策	<p>1 工事区間の保安については、十分な保安施設（バリケード・回転灯・電光標示板・安全ネット等）を適所に設置し、歩行者及び通行車両の安全をはかること。なお、作業中は現場状況にあわせた人員の交通誘導員を配置するとともに、休日及び夜間については、保安施設が完全に作動するよう適時点検を行うこと。</p> <p>また、開口部を長時間放置する場合（夜間等）は、防護柵（単管等で連結）・安全ネット等で歩行が立ち入れないようにすること。</p> <p>家の出入り口通路等では、できる限り鉄板等を使用し安全通路を確保すること。</p> <p>2 保安施設等の設置について、請負者は施工に先立ち「保安施設等設置計画書」を監督職員に提出し、協議しなければならない。工事期間中における保安施設等について、警察等第三者協議の結果または、現場条件等の変更に伴い大幅な変更があると認められるときは、井手町と協議のうえ設計変更ができるものとする。</p> <p>なお、交通誘導に要する費用等についても同様の扱いとする。</p> <p>3 請負者は、工事期間中の保安施設等の設置状況が判明できるよう写真・伝票等を整理し、監督職員に報告しなければならない。</p>
4-5	安全訓練等の実施	<p>1 本工事の施工に際し、現場に即した安全訓練を作業員全員の参加により実施しなければならない。また、その内容については共通仕様書によるものとする。</p>
4-6	事前調査	<p>1 請負者は、工事着手前において家屋の事前調査を実施し、周辺家屋等の状況を十分把握しておかなければならない。なお、家屋調査を実施する際、所有者の確認を得ておくこと。</p> <p>また、事前調査対象件数については、監督職員と協議のうえ決定すること。</p>
4-7	建設発生土及び産業廃棄物の処理	<p>1 本工事の建設発生土（残土）は、保管場所へ運搬し適切に管理ができるようにすること。</p> <p>2 本工事の施工により発生する産業廃棄物は指定地処分とし、諸法規に基づき適切に処理しなければならない。</p> <p>また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を使用し適正な処理を行うこと。</p> <p>なお、産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と処理委託料を記載した「処理委託契約書」により委託契約すること。</p> <p>運搬経路については監督職員の承諾を得ることとするが、運搬距離については変更しないものとする。</p>

4-8	残土処理計画書及び報告書の作成	1 請負者は工事を施工する場合において、残土処理計画書を作成するものとする。 また、施工後は残土処理報告書を提出するものとする。なお、残土処理報告書には、搬入状況の写真を添付すること。
4-9	廃棄物処理計画書及び報告書の作成	1 請負者は工事を施工する場合において、廃棄物処理計画書を作成するものとする。 また、施工後は廃棄物処理報告書を提出するものとする。なお、廃棄物処理報告書には、処分先の搬入証明書を添付すること。
4-10	舗装版切断作業に伴う排水処理について	1 本工事中、舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。 ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。 なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。
4-11	完成図書の作成	1 工事終了後、実測値をもって竣工図の作成を行う。竣工図は井手町が作成した設計図面に必要な事項を赤字で記入すること。 なお、提出部数は2部とする。
4-12	地下埋設物物件の事故防止	1 工事の施工にあたって予想される地下埋設物物件は、管理者と現場立会のうえ当該物件の位置及び深さを確認し、協議を行うこと。 また、現場立会並びに協議を行ったときは「立合打合せ調書」を作成し、立会者に押印を求め、当該調書の写しを監督職員に提出すること。 2 請負者の責により地下埋設物物件に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡をし応急措置をとり、補修しなければならない。
4-13	感電事故の防止	1 配電線及び送電線下付近で作業をする場合は、労働安全衛生規則第349条により感電事故防止のための処置等について、事前に関西電力(株)と協議しなければならない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">関西電力 伏見営業所 TEL 0800-777-8033</div>
4-14	不正軽油の使用禁止	1 軽油については、JIS規格軽油を使用すること。 2 燃料検査を実施するときは協力しなければならない。
4-15	交通誘導員の員数	1 本工事における交通誘導員の計上は、9名である。 2 交通誘導員の設計変更については、出来高のみの増額変更はしない。ただし、根拠及び内容が妥当である場合については変更対象とする。 なお、工事全体での配置人員を明示しているため、実際の配置人員が明示している人員以下である場合は、出来高不足となり減額変更の対象とする。

4-16	工事標示板	<p>1 請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に標示板を設置しなければならない。 標示板は、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」に準じて作成するものとし、別紙（別紙-1～3）を参照すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> 工事内容：水道管の新設工事を行っています 工事種別：水道工事 </div> <p>標示板の内容については、事前に監督職員の承諾を得ること。</p>
第5章 写真撮影		
5-1	一般事項	<p>1 工事記録写真の撮影にあたっては、共通仕様書によるものとする。 なお、監督員が指定する箇所または記録に残す必要があると思われる箇所については、撮影をしておかなければならない。</p>
5-2	撮影内容	<p>1 位置の確認が容易にするため、できる限り付近の背景を写しこむこと。 2 着工前及び完成後の情景写真は、全景を同一場所・同一視覚で撮影すること。 3 撮影物件の大きさ・寸法が確認できるようリボンテープ・箱尺・その他のスケールを添えて撮影すること。特に寸法については、設計値と実測値が対比できるよう（黒板に明記等）撮影すること。 また、スケール等は水平または垂直に正しくあて、スケール等の直角方向から撮影すること。</p>
5-3	写真の整理	<p>1 写真帳の余白に工事内容等の説明を記入すること。（工種・測点・寸法等） 2 整理方法については、着工前・完成を対比し、次に施工状況・出来高管理等を整理して、工事過程が容易に把握できるようにすること。 3 ネガフィルムは、写真ネガ帳に撮影順に従って、ベタ焼写真と対応させて整理したものを提出すること。</p>

別紙ー1

(標示板の設置)

◎ (標示板の設置)

請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない
記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：水道管の新設工事を行っています
工事種別：水道工事

(標示板の記載例)

[工事標示板]

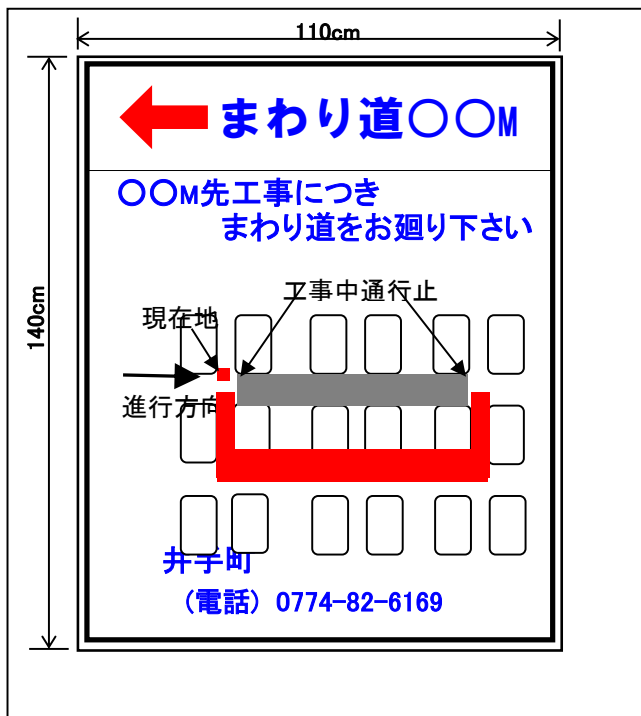


設置位置	・工事区間の起終点に設置する。
	・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。
	・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「水道工事」等の工事種別は青地に白抜文字とする。
	・「水道管の新設工事を行っています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。
	・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。
	・縁の余白は2cm、縁線の太さは0.5cmとする。
	・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)をつけること。

別紙-2

(迂回路標示板の記載例)

[迂回路標示板]



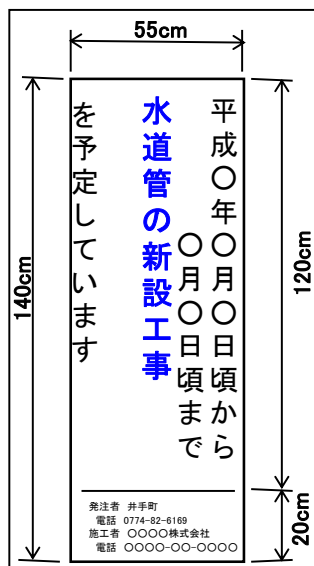
設置位置	・工事のため迂回路を必要とする場合に、迂回路の入口と迂回路の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)に設置するものとする。
	・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	・迂回路を必要とする工事開始から工事終了までの間設置する。
規格色彩等	・矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
	・縁の余白は2cm、縁線の太さは0.5cmとする。
	・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。
	・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)をつけること。

※迂回路標示板については、特にドライバーへの工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

別紙-3

(工事情報看板の記載例)

[工事情報看板]

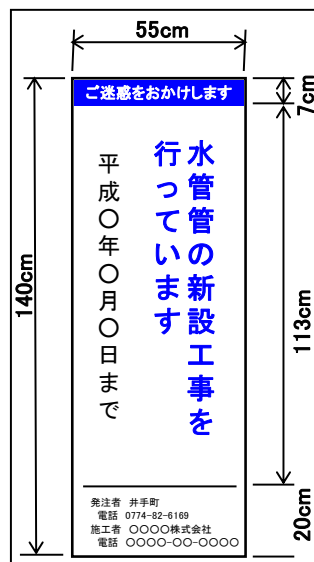


[工事情報看板]

設置期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「平成〇年〇月〇日頃から」、「水道管の新設工事」等の工事内容については青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

(工事説明看板の記載例)

[工事説明看板]



[工事説明看板]

設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「水管管の新設工事を行っています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。

※工事情報板、工事説明板については、特に歩行者への工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

※ ◎は必須項目であることを示す。